(3) スウェーデン

(「お試し婚」の役割を果たすサムボ)

スウェーデンでも、ほかの先進国と同様に少子化問題に早くから取り組んできた。1960年代から70年代にかけて、女性の高学歴化による結婚や出産の先延ばし現象など、我が国と同様の原因で少子化が進んでいたにもかかわらず、80年代半ばから出生率は上昇に転じ、その後いったんは低下したものの2003年には1.71まで回復している（第１－補２－５図）。

スウェーデンにおいては、同じ住所に同棲（サムボ）し、それを継続して共同生活を送っている非法律婚のカップルについて、住居・家財の分与のルールなどを取り決めた「サムボ法」が87年に成立し、88年に施行されている。このサムボ法では、非法律婚のカップルが共同で継続的に生活を行い、共同で財産を管理し家計を維持していくことについて定めている。

この法律が施行されて以来、スウェーデンでは、法律婚カップルのうち９割がサムボを経て結婚しているという特徴が見られる（内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」(2004年)）。また、法律婚を決意したサムボカップルに、その理由を訊いたところ、「愛情が確認できたから」を挙げる割合が高い（32.5%）ことから、サムボが法律婚へ向かう助走の役割を果たし、いわば「お試し婚」として役立つ制度になっていると言える。

第１－補２－５図　回復しつつあるスウェーデンの合計特殊出生率

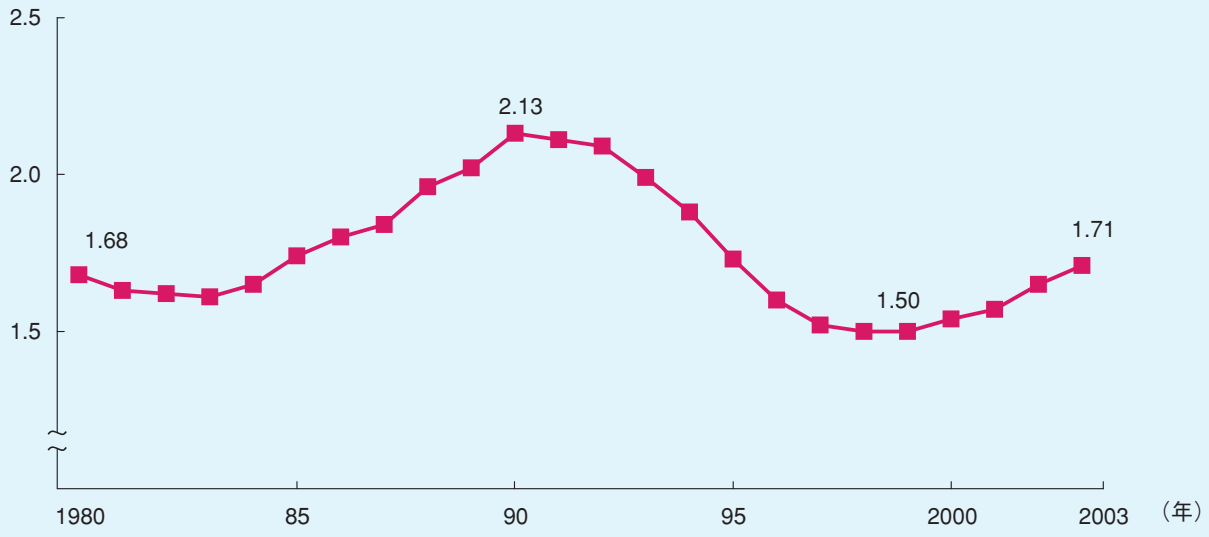

（備考）“Eurostat Statistics in Focus: Theme 3”により作成。

(充実した育児休業制度)

スウェーデンの家庭政策の一つの特徴は、育児休業制度の充実である。出産10日前から子どもの８歳の誕生日までに、両親合わせて最大で480労働日（毎日休業したとして１年10ヶ月に相当）分を取得することができ、育児休業中の所得は、74年に導入された「両親保険」によって、父親母親を問わず390日間は休業直前の所得の80%が補償され、残りの90日間は１日60クローナ支給される（前掲付表１－補２）。また、特例として、次の子どもが前の出産から２年６ヶ月以内に産まれた場合には、休業中や労働時間を短縮して復職中であっても、その前の子どもを産む前にフルタイムであった人はそのフルタイムの給与から給付額が決められる「スピード・プレミアム」が受けられる。

このように制度として充実しているばかりでなく、実際の取得率も極めて高い（第１－補２―６図）。女性の休業取得率を見ると、260労働日（ほぼ１年）以上取得した割合が全体の四分の三（うち321労働日（ほぼ15ヶ月）以上取得した割合は43.5%。）を占め、195労働日（ほぼ９ヶ月）以下しか取得しなかった割合（無取得を含む。）は15.2%に過ぎない。このため、女性の休業者率を見ると、日本が極めて低率であるのに対し、スウェーデンでは25～34歳で約２割が休業中となっている（第１－補２－７図）。この背景には、スウェーデンでは「妻は子どもが小さいうちは育児に専念すべきだ」という考えの人が多く、実際に育児休業を一年以上取得する人の割合も高いことがある。また、就業形態を見ると、スウェーデンでは、フルタイム労働率が高い（第１－補２－８図）。こうしたことから、スウェーデンでは、20～40代の女性の働き方として、子育て期間には休業をとり、その前後の時期にはフルタイムで就業する形が広く定着していると言える。

第１－補２－６図　スウェーデンでは４分の３近くの女性が１年以上の育児休業を取得

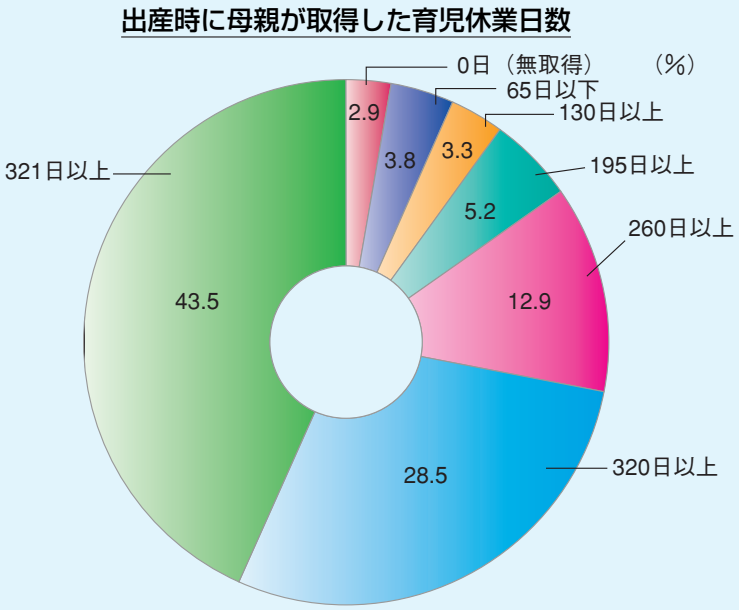

（備考）１．内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」（2004年）による。
２．1990年（回答者22～31歳）～2003年（回答者35～44歳）の14年間に子どもを産んだ女性延べ697人の産休・育休取得日数の分布。
３．図中の日数は、それぞれ休日を入れて考えた場合、「65日」はほぼ３ヶ月、「130日」はほぼ半年、「195日」はほぼ９ヶ月、「260日」はほぼ１年、「320日」はほぼ15ヶ月に相当する。

第１－補２－７図　スウェーデンでは女性休業者率が際立つ

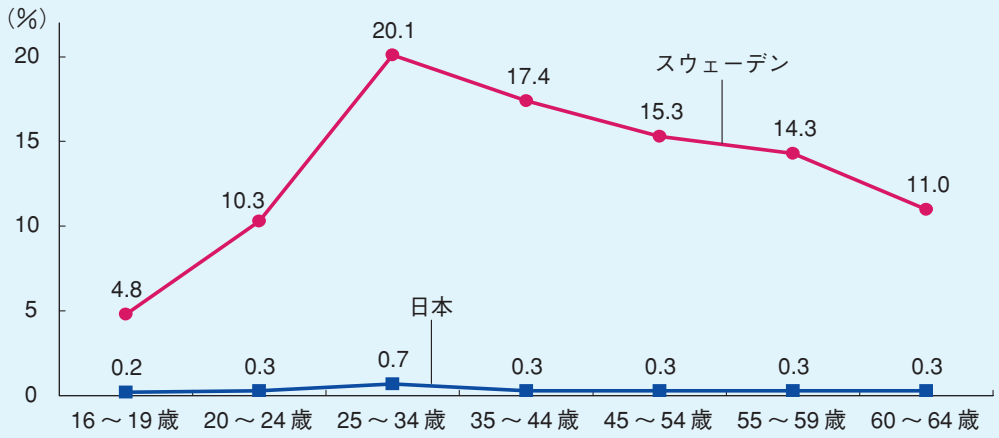

（備考）１．内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」（2004年）により作成。
２．女性の労働力率（女性人口に占める労働者の割合）と、休業者を除いた女性の労働力率の差から、女性人口に占める休業者の割合を算出。
３．16～19歳部分は、日本については15～19歳のデータを用いている。

第１－補２－８図　圧倒的に高いスウェーデン女性の就業率

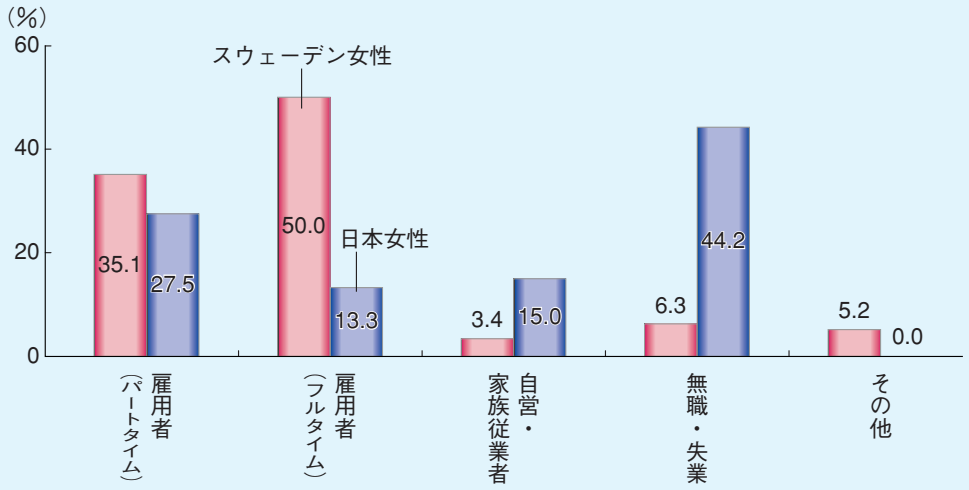

（備考）１．内閣府経済社会総合研究所編「スウェーデン家庭生活調査」（2004年）及び家計経済研究所「現代核家族調査」（1999年）により作成。
２．スウェーデンは、「就業形態」を尋ねた問に対して回答した人の割合。日本は、「あなたはどのような形で働いていらっしゃいますか。無職や専業主婦の方は「１（職業についていない）」とお答えください。育児・介護休業中で復職が決まっている方はそのお仕事についてお答えください。２つ以上職業をお持ちの方は労働時間の長い方のお仕事についてお答えください。（１つ）だけに○）」と尋ねた問に対して回答した人の割合。
３．スウェーデンの選択肢は、「失業・主婦・主夫、公務員、民間企業雇用者、臨時雇用者、自営・自由業、家族従業者、退職者、無職、その他、無回答・わからない」。日本の選択肢は、「職業についていない、公務員、民間の企業・団体の正規職員、フルタイムの臨時職員（アルバイト、派遣を含む）、パートタイムのアルバイト、自営業主・自由業、自営業の家族従業員（家業の手伝いを含む）、内職、その他」。
４．「雇用者（パートタイム）」は、スウェーデンは「公務員、民間企業雇用者、臨時雇用者」で通常の週労働時間が35時間未満の人、日本は「パートタイムのアルバイト」を指す。「雇用者（フルタイム）」は、スウェーデンは「公務員、民間企業雇用者、臨時雇用者」で通常の週労働時間が35時間以上の人、日本は「公務員、民間の企業・団体の正規職員、フルタイムの臨時職員（アルバイト、派遣を含む）」を指す。「自営・家族従業者」は、スウェーデンは「自営・自由業、家族従業者」、日本は「自営業主・自由業、自営業の家族従業員（家業の手伝いを含む）、内職」を指す。「無職・失業」は、スウェーデンは「失業・主婦・主夫、退職者、無職」、日本は「職業についていない」を指す。「その他」は、スウェーデンは「その他、無回答・わからない」、日本は「その他」を指す。
５．回答した人は、スウェーデンはストックホルム（首都ストックホルムを含めた地域）の35～44歳の事実婚を含む有配偶女性300人、日本は東京の35～44歳の核家族世帯の妻934人。

（家庭で育てることに対しても支援）

スウェーデンの公的な保育サービスは充実しているが、家庭で育てることに対して、国が補助金を出す制度もある。「ファミリー保育所」がそれで、12歳までの子どもを自分の子どもを含めて四人を限度に個人の家庭で引き受けることができる[9]。最初は保育施設への待機で困っている親を手助けするものとして始まったが、現在は国の正式な援助を受け公的保育と同格に扱われている。

さらに、住宅手当として子どもを持つ世帯への家賃補助[10]や住宅ローン利子援助などがあり、子どもの数、家賃、広さ、所得を考慮して決められる。基本的には低所得勤労者が対象であるが、子どもを育てている世帯の約３割が受給している。また、児童手当は、親の所得制限は全くなしに16歳未満の子どもを持つすべての親に支払われている（前掲付表１－補２）。この手当は非課税扱いになり、高税率のスウェーデンにおいては、手当ての金額以上に優遇感があるようである。子育て世帯では、先の住宅手当で更に広い住宅へ住み替えることも容易になっており、児童手当と併せてかなりゆとりのある生活を送ることができるようである。

また、一人で子どもを育てる親の負担を軽減するため、養育費支援制度がある。これは、離婚やサムボの解消、あるいはシングルマザーなどによって、０～18歳までの子どもを一人で育てるすべての親を対象とし、子どもと離れて暮らす方の親[11]に養育費を負担させることを義務付けている。この制度では、養育費の支払いが自主的に行われない場合には、子どもを養育する親の申請に基づいて、子ども一人当たりの養育費最低額分を社会保険事務所が立て替えて支給する。立て替え分については、もう一方の親から国税庁が強制的に徴収するといった方法が採られている[12]。これによって、一人で子どもを育てる親のみが経済的な負担を抱え込まずに子育てをしていける制度となっている。

9　このとき、地域の児童局が、保育環境としてその「ファミリー保育所」が適正かどうかを判定し、適正であればその保育者を保育職員として採用し、約３週間の研修を受けることとなる。

10　限度額以下であれば50～75％を補助。

11　離婚やサムボの解消の場合以外でも、ＤＮＡ鑑定などを行い、父親を必ず確定する。

12　低所得の場合には、所得に応じて減額がされ、差額は国が負担する。